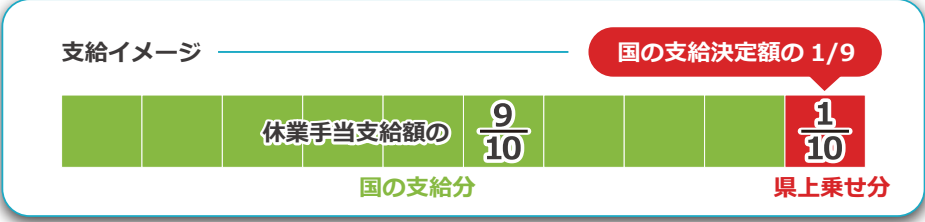
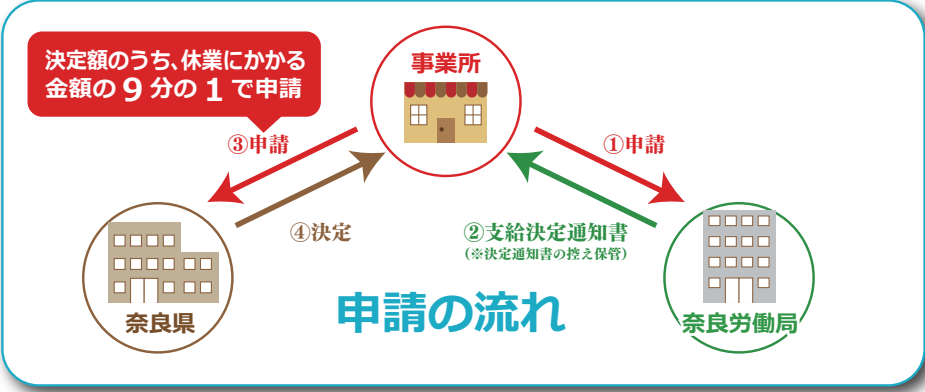


奈良県雇用維持支援補助金 (雇用調整助成金の上乗せ支給)

国の「雇用調整助成金」及び「緊急雇用安定助成金」の助成率が10分の9となる中小・小規模事業者のみなさまへ奈良県が上乗せ支給を行い、雇用維持を支援します。

支給対象	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、労働者に支払った 休業手当 （教育訓練・出向によるものは対象外）について、 奈良労働局長 から「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の 支給決定 （判定基礎期間の初日が令和3年5月1日から令和3年11月30日までのもの）※期間の延長はありません）を受けた 中小企業事業主及び小規模事業所事業主 （国助成率10/10または4/5で支給決定を受けたものは対象外）
助成率	奈良労働局長から「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた額のうち、 休業にかかる金額の9分の1 ※ただし、県と国の補助総額は支払った休業手当を超えない額とする  <p>支給イメージ ———— 国の支給決定額の 1/9</p> <p>休業手当支給額の $\frac{9}{10}$ $\frac{1}{10}$</p> <p>国の支給分 県上乗せ分</p>
申請方法	郵送により申請（持参不可）
申請から支給までの流れ	 <p>決定額のうち、休業にかかる金額の9分の1で申請</p> <p>①申請</p> <p>②支給決定通知書 (※決定通知書の控え保管)</p> <p>③申請</p> <p>④決定</p> <p>事業所</p> <p>奈良県</p> <p>奈良労働局</p> <p>申請の流れ</p>
申請期間	令和3年6月21日（月）～ 令和4年2月18日（金）締切（当日消印有効） (※令和3年9月10日付で延長になりました。) ※原則として、奈良労働局の支給決定日から1ヶ月以内に提出してください
申請書類	①「奈良県雇用維持支援補助金交付申請書兼実績報告書」 ②「雇用調整助成金」又は「緊急雇用安定助成金」の支給決定通知書(奈良労働局長名)の写し ③口座振替申出書兼相手方登録依頼書 ④奈良県雇用維持支援補助金請求書 ⑤振込を希望する口座の預金通帳の写し

申請書の様式、詳細については、
下記HPをご確認ください。▼

お問い合わせ・送付先 : 奈良県雇用維持支援補助金事務局
〒630-8236 奈良市下三条町10-1 末廣ビル4階(日本旅行奈良支店内)

TEL.050-8881-9850(平日10時~18時)

<https://koyou-nara.com/>

